

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

三重大学

目 次

I 大学の現況、目的及び特徴	1
II 基準ごとの自己評価	
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	6
領域2 内部質保証に関する基準	12
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	25
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	32
領域5 学生の受入に関する基準	37
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	47

基準の判断 総括表	47
人文学部	48
教育学部	52
医学部	56
工学部	60
生物資源学部	64
人文社会学研究科	68
教育学研究科	72
医学系研究科	84
工学研究科	88
生物資源学研究科	92
地域イノベーション学研究科	95
教養教育院	98

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 三重大学
 (2) 所在地 三重県津市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	人文学部、教育学部、医学部、工学部、生物資源学部
大学院課程	人文社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、工学研究科、生物資源学研究科、地域イノベーション学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部6,010人、大学院1,140人
教員数	専任教員数：747人

2 大学等の目的

①大学の目的（国立大学法人三重大学学則第1条）

本学は、広く教養を与え、専門の学芸を教授研究し、科学及び技術の発展に努め、真理と正義を愛する人格を形成するとともに、人類の普遍的かつ地域の諸特性に応じた福祉と文化の進展に貢献することを目的とする。

②三重大学の基本理念（三重大学ウェブサイト <https://www.mie-u.ac.jp/profile/guide/ideal.html>）

三重大学は、総合大学として、教育・研究の実績と伝統を踏まえ、「人類福祉の増進」「自然の中での人類の共生」「地域社会の発展」に貢献できる「人材育成と研究の創成」を目指し、学術文化の発信拠点となるべく、切磋琢磨する。

1. 教育

- ・三重大学は「4つの力」、すなわち「感じる力」「考える力」「コミュニケーション力」と、それらを総合した「生きる力」を躍動させる場として、社会の新しい進歩を促すと同時に他者に対する寛容と奉仕の心を併せもった感性豊かな人材を育成する。
- ・三重大学は課題探求心、問題解決能力、研究能力を育てるとともに、学際的・独創的・総合的視野をもち、国際的にも活躍できる人材を育成する。
- ・三重大学は、多様な学生を受け入れるための教育制度を構築するとともに、学生の心身の健康を維持・増進させ、意欲的に修学できる学習環境を整備し、学生の個性を重んじた進路指導を実施することを目指す。

2. 研究

三重大学は、多様な独創的応用研究と基礎研究の充実を図り、さらに固有の領域を伝承・発展させるとともに、総合科学や新しい萌芽的・国際的研究課題に鋭意取り組み、研究成果を積極的に社会に還元する。

3. 社会貢献

三重大学は、教育と研究を通じて地域作りや地域発展に寄与するとともに、地域社会との双方向の連携を推進する。

4. 情報化

三重大学は、学内における情報化はもとより、学術研究・地域連携・社会活動等の情報を受発信し、グローバル社会における学術文化の起点となることを目指す。

5. 国際化

三重大学は、国際交流・国際協力の拡大と活性化を図るとともに国際的な課題の解決に貢献できる人材を養成し、大学の国際化を目指す。

6. 組織

三重大学は、審議・執行・評価の独自性を確立し、学長のリーダーシップの下に、速やかな意志決定と行動を可能にする開かれた大学運営と体制の整備に努める。

②学部・研究科ごとの目的

本学では、大学の目的・基本理念に基づき、各学部・研究科において以下のとおり理念・目的を定めている。

【学士課程の目的】

○人文学部（三重大学人文学部規程第1条の2）

人文学部は、人文社会科学の諸分野において学際的、総合的な教育研究を行うことにより、専門的知識と豊かな教養に基づき、広い視野と柔軟な思考力をもった、地域社会や国際社会で活躍できる人材を育成し、地域文化、地域社会の発展に寄与することを目指す。

○教育学部（三重大学教育学部規程第1条）

教育学部は、教育に関する学識と専門的素養を身につけるための幅広いカリキュラムを通じ、人間の発達と教育に関する深い理解を基礎とし、教科と教職に関する専門的教育・研究を行うことで、適切な判断力、十分な実践的指導力、豊かな創造性を備えた質の高い教員を養成することによって、地域社会・国際社会の教育・文化の発展に貢献することを目的とする。

○医学部（三重大学医学部規程第1条の2）

学部は、確固たる使命感と倫理観を持つ医療人を育成し、豊かな創造力と研究能力を養い、人類の健康と福祉の向上に努め、地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

○工学部（三重大学工学部規程第1条の2）

工学部は、地域の活性化に貢献し、世界に通用する学問及び社会の進歩を支える、ものづくりに不可欠な技術の修得と、社会で活躍するための幅広い学識、工学的専門性、実践力や問題解決能力を有した人材を育成することを目的とする。

○生物資源学部（三重大学生物資源学部規程第1条の2）

学部は、生物資源に関する独創性及び専門性を兼ね備えた広い視野を持ち、地域に根ざしたグローバルな視点に立ち、自らの力で問題解決ができる知識及び能力を身につけた人材を育成し、自然との共存を図り、生物資源の適正な開発・利用・保全を追求し、地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

【大学院課程の目的】

○人文社会科学研究科（三重大学大学院人文社会科学研究科規程第1条の2）

人文社会科学研究科は、人文社会科学の諸分野における高度の専門知識に基づき、狭い専門領域にとらわれず、学際的、総合的な教育研究を行うことにより、複雑化、多様化する現代社会に柔軟に対応でき、創造的な知性と国際的な視野をもった研究者及び専門的職業人を育成することを目指す。

○教育学研究科（三重大学大学院教育学研究科規程第1条の2）

研究科は、複雑多様化する現代の教育課題の解決を目指して、教育現場との連携又は理論と実践の往還を通して、専門分野並びに教育実践における優れた能力を養うことを目的とする。

○医学系研究科（三重大学大学院医学系研究科規程第1条の2）

研究科は、豊かな独創性と使命感を持って医学・看護学を発展させ、地域及び国際社会において指導性を発揮する人材を養成すること、さらに、優れた研究成果を世界に発信することによって、人類の健康と福祉に貢献することを目的とする。

○工学研究科（三重大学大学院工学研究科規程第1条の2）

研究科は、基礎的研究とともに、学際的又は新しい分野の開拓を目指した高度な工学研究を行い、その成果を広く開放して、地域や社会の発展と福祉に貢献すること、また、深い専門知識を蓄え、高く設定された目標を達成する能力を養い、地域的・国際的な課題に工学の立場から貢献できる創造力豊かな研究者及び専門的な技術者を養成することを目的とする。

○生物資源学研究科（三重大学大学院生物資源学研究科規程第1条の2）

研究科は、衣・食・住にかかわる生物資源の生産・利用及び環境の保全と修復を中心課題として自然の調和に配慮した教育・研究を展開することにより、深い専門知識と目標達成能力及び学際的・創造的視野を持つ先端的高度技術者及び研究者を養成し、生物資源学の確立と発展を目指しつつ、その学術的・技術的成果を積極的に社会に還元することを目的とする。

○地域イノベーション学研究科（三重大学大学院地域イノベーション学研究科規程第2条）

研究科は、地方産業界が求める即戦力型人材であるプロジェクト・マネジメントができる研究開発系人材及びソーシャル・アントレプレナー人材の育成に特化した教育・研究を展開することにより、高度な専門知識及び応用能力を持ち、創造性豊かな研究開発活動を進める高度専門職業人及び研究者を養成し、地域社会の将来を担う中核人材を育成するとともに、地方立脚型の企業及び自治体等が抱えている課題の克服に必要な学際的研究を実施し、その成果を社会に還元することを目的とする。

3 特徴

本学は、昭和24年5月、三重師範学校、三重青年師範学校、三重農林専門学校を包括し、学芸学部、農学部の2学部を有する新製の国立大学として設置された。その後、昭和41年4月に学芸学部を教育学部に改称し、昭和44年4月工学部設置、昭和47年5月医学部、水産学部の設置（三重県立大学から移管）、昭和58年4月人文学部設置、昭和62年10月には農学部と水産学部を統合改組し生物資源学部を設置。平成9年10月に医学部看護学科を設置し、平成12年3月に医療技術短期大学部を廃止した。さらに、平成21年4月には地域イノベーション学研究科を設置し、現在までに各学部を基礎として設置した大学院研究科を含め、5学部6研究科と附属病院、附属学校等関連施設を擁する総合大学であり、日本でも数少ない海に面した全学部が一つのキャンパスに設置された大学として、練習船を有し、山と海、そして空の青さの三翠の、自然豊かな地域に立地し、自然に恵まれたキャンパスを有している。

近年では、学部・研究科の機能強化のため、平成29年度に教育学研究科にて学校現場を牽引するリーダーを養成する教職大学院を設置、同じく平成29年度には、生物資源学部に生物圏生命化学科と海洋生物資源学科を設置、平成31年度には工学部の各専攻を一本化した総合工学コースを設置している。さらに、令和3年度からは教育学研究科を改組し、教職大学院に一本化を行った。

本学では、上記理念・目的を定め、活発な教育研究活動を実施しており、その主な特徴は以下のとおりである。

- (1) 教育に関しては、「感じる力」「考える力」「コミュニケーション力」と、それらを総合した「生きる力」の「4つの力」の獲得を基本的教育目標に据えるとともに、教育目標を達成するための教育方法として、アクティブ・ラーニング・プログラムやPBLセミナーを推進するなど、学生の問題解決的な能力の形成、自主的な学習態度の育成に努めている。

また、地方創生のエンジンとなって三重県の新時代を切り開くことのできる人材を「三重創生ファンタジスタ」として育成するとともに、インターンシップの卒業要件化を全学部で導入するなど、三重県全体をフィールドとした教育の実施と地域社会に必要とされるリーダー人材の育成に取り組んでいる。

- (2) 研究に関しては、総合大学の強みと中規模大学の機動力を活かした多分野融合型研究を活性化するため、分野横断的な最先端研究や特定分野の独創的研究等を推進する研究グループを「卓越型リサーチセンター」として認定して研究スペースや研究資金の支援を実施し、2017年度には7億円を超える外部研究資金を獲得するなど、顕著な成果を挙げている。

また、自治体や企業との連携に大きな成果を挙げており、自治体とのプロジェクト実施件数を大幅に増加するとともに、中小企業との共同研究件数では全国のトップクラスに属するなど、地域社会とともに歩む姿勢を貫いている。

- (3) 社会連携・地域貢献に関しては、「基本的な目標」にある「地域に根ざす」をモットーに、地方活性化の中核的拠点形成として、「地域イノベーション推進機構」の設置をはじめ、地元企業や自治体と大学とをつなぐハブ機能として「地域拠点サテライト」を県内4地域に設置するなど、大学発の地域イノベーションの創出に向けて、学内から学外へのベクトルを強化し、三重県全域をフィールドとした教育研究の展開（「点」から「面」へ）に取り組んでいる。

また、環境先進大学として様々な環境活動に取り組んでおり、学生と教職員が連携したサステイナブルキャンパス活動やスマートキャンパス実証事業、外部資金を活用した省エネ改修により、2019年度には2015年度比8.5%のエネルギー使用量削減に成功し、これらの取組は学外から高い評価を得ている。

- (4) 国際交流に関しては、中国・タイ・インドネシアの協定大学との「Tri-U 国際ジョイントセミナー&シンポジウム」の開催をはじめ、海外大学との国際交流協定の締結や、留学生の受入、学生の海外大学への渡航の推奨、国際シンポジウムの開催、国際インターンシップ等を実施している。

また、大学院課程については米国式のナンバリング・システムへ改訂し、国際的に理解されやすい科目ナンバリングに改編するなど、学生の海外留学の際の単位互換を容易とする体制を整備している。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書（教育学研究科）	平成29年度	
	1-1-1-02 基本計画書（教育学研究科）	令和3年度	
	1-1-1-03 基本計画書（医学部）	平成30年度	
	1-1-1-04 基本計画書（医学部）	令和2年度	
	1-1-1-05 基本計画書（医学系研究科）		
	1-1-1-06 設置計画の概要（工学部）		
	1-1-1-07 設置計画の概要（生物資源学部）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目1-1-1] 改組の目的等
 【1. 教育学研究科】
 三重県教育委員会が定める「三重県教育ビジョン」（平成23年3月）では、三重県独自の教育課題として「教員の資質向上」が挙げられている。本学では、教職大学院を資質向上のために学び続ける教員のための研修機関として位置づけ、平成29年度より、教職実践高度化専攻（教職大学院）を設置した。教職実践高度化専攻では、現職教員及び学卒者を対象とし、現職教員については、これまでの教職経験のなかで培ってきた実践的資質・力量をもとに、さらに個の専門性、教育技術、教育課題への対応力を高めると共に、学校を変える推進者、さらにはスクールリーダーとなるための資質・力量を育成することを、学卒者については、将来的に地域教育を支えるミドルリーダーとなる資質・力量の養成をそれぞれ目的としている。
 さらに、有識者会議の報告（教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて－国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書－2017年8月29日）において述べられているように、国立の教員養成系修士課程の教職大学院への原則移行などによる教職大学院の整備・充実が求められており、3. 課題に対する対応策の(6)教職大学院についての対応策【中長期的な方針】①修士課程からの移行が示されている。また、平成29年度の教職大学院設置にあたり、三重県教育委員会から三重県の現職教員の教職大学院への派遣、県の教育課題に向き合う教育等の専門的知識・技能の習得等、多くの期待が挙げられている。従来の教育学専攻と教職実践高度化専攻の2専攻の体制、特に教育学専攻（修士課程）で実践していた教科内容や専門科学の探求では、社会的ニーズに対応できない状況となって来ている。そこで、これらのニーズに対応するため、令和3年度より、教育学専攻を教職実践高度化専攻に移行し、本研究科は教職実践高度化専攻に一本化する。これにより、従来の教職大学院に不足していた幼児教育の内容や教科専門の内容、特別支援教育の内容、また、三重県の教員育成指標に示されている内容を網羅し、三重県にとって必要な人材を養成することが可能となる。

【2. 医学部】

医師の地域間・診療科間の偏在等により、全国各地で医師不足の問題が指摘されており三重県下においても、へき地の医療機関や小児科・産婦人科・脳神経外科・麻酔科などの診療科における医師不足が深刻な状況にあり、県民に対する良質で効率的な医療を提供していくための地域医療体制の整備が緊急の課題となっている。このような観点から本学では、平成20年度より地域枠を設け、地域に根ざす医師確保に努め、また、平成20年度以降の入学定員については、平成20年度に「新医師確保対策」に基づき平成29年度までの期限を付した10名の臨時定員増を、平成21年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成29年度までの期限を付した5名の臨時定員増（平成31年度まで延長済み）を、同じく平成21年度に「経済財政改革の基本方針2008」に基づき5名の恒久定員増を、また、平成22年度に「経済財政改革の基本方針2009」に基づき平成31年度までの期限を付した5名の臨時定員増をそれぞれ実施し、県内における医師不足の解消に努めてきた。その結果、地域枠の卒業生も多数輩出し、一定の役割を果たしているが、未だ十分とは言えない。本学では、三重県における地域医療の状況と県内の病院における医師不足の状況を踏まえ、今後も県内において医師の確保と定着を推進していくために、継続して以下のことを実施する。①平成20年度以降に増員した定員分を対象とする地域枠の設置、②地域医療の特性等を踏まえたカリキュラムの充実、③地域医療を盛り込んだ卒前教育の充実、④女性医師が継続的に就労できる環境整備、⑤卒業後、一定期間県内に勤務することを条件とする「三重県医師修学資金貸与制度」、⑥三重県や市町からの寄附による三重県総合診療地域医療学講座等の設置。これらの取組のため、平成29年度には、「新医師確保対策」10名と「緊急医師確保対策」5名について平成31年度までの期限を付した再度の入学定員増を申請した。さらに令和2年度には、この15名に加え、「経済財政改革の基本方針2009」5名を加えた計20名について、令和3年度までの期限を付した再度の入学定員増を行った。

【3. 医学系研究科】

本学では、平成14年度に看護学専攻博士前期課程を設置し、専門機関の教育・研究者および高度看護実践者、保健医療現場のリーダーと、社会的ニーズの高い人材の育成に重点を置くことを理念として、地域に根ざした地域圏大学として保健医療の発展に貢献してきた。さらに、三重県内の看護の質向上及び教育の発展のためには、その成果を組織の変革やシステムづくり、さらに多機関の連携・協働を進めて地域における保健医療福祉体制を変革させる必要がある。看護職が看護に対して高いモチベーションをもち続け、活動の成果を組織や地域の変革またはシステムづくりに反映させていくためには、博士後期課程の教育により、研究者としての高い自立性を培っていくなかで、保健医療の状況や変化を捉えて将来に向けた解決策を探り、その解決のために組織や地域の変革を可能とする人材、そして幅広い視野をもちながら看護学の発展に真に貢献できる人材の育成が不可欠である。上記の目的より、平成28年度から、看護学専攻後期課程を設置し、三重県内の看護教育における指導的役割を果たし、看護の質の向上に貢献している。また、博士後期課程の設置により、幅広い視野をもちながら看護学の発展に真に貢献できる人材の育成が可能となり、地域圏大学である三重大学の将来構想の達成に向けて教育・研究拠点の強化されている。

【4. 工学部】

本学を取り巻く環境では、近隣に自動車関連企業が集積し、それらを継続的に力強く支える人材が必要とされる。自動車関連企業は幅広く、関連する鉄鋼、セラミックス、IoT関連、化成品など殆どの生産業種も含まれる。一方、四日市を中心とする集積型石油化学工業は、日本の化学工業を牽引し続けてきたが、設備の老朽化、IoT関連技術の早期導入などの課題を抱えている。更に、防災・減災に対する根本的な取り組みも望まれている。従って、専門分野の深い知識と同時に、工学共通の幅広い知識、及び情報関連技術を有する人材の涵養が切望されている。

これらのニーズに応えるには、1. 専門分野の深い知識と同時に、工学共通の幅広い知識を持つ人材。2. 上述の工学共通の幅広い基礎的知識・技術を核として、分野の多様性を理解し、各分野の特徴を包括的に捉え、自分の適性を把握することができる人材。3. 原理・原則を理解する基礎力を持つ人材。4. 分野の多様性を理解し、異分野とのコミュニケーション能力を持つ人材。5. 学科の垣根を越えた学際分野も理解する研究者、リーダー。6. 大学卒業後及び大学院修了後の実社会に自然に延長できる教育を受けた人材。7. 卒業・修了後の進路が自然に描けるような人材。を養成することが必要である。これらの人材育成を目的として、平成31年度より、既存の6学科から工学部全体を1学科に再編し、専門分野ごとの5コース制を導入した。すなわち1年次には、機械工学コース、電気電子工学コース、応用化学コース、建築学コース、情報工学コースの5コースとともに総合工学コース（1年次のみで、2年次から各コースに配属）に改組した。

これにより、入学者は、「入学後に工学共通基礎教育を受けてから自らが進む分野を決定したい」との希望と、「高校生時から既に将来進みたい分野が決まっており、その分野を意識して工学共通教育を受けたい」との2つの希望があり、どちらを希望する受験生に対しても対応できる入学試験方法を実施し、総合工学コースは前者に対応することができた。総合工学コースは、工学共通の幅広い基礎的知識・技術を核として、分野の多様性を理解し、各分野の特徴を包括的に捉え、自分の適性を把握することができる学生を養成し、1年次の成績を基準として、2年次に各コースに配属することが可能となった。総合工学コース導入により、志望分野を検討中の優秀な学生に最適な選択の可能性を提供するとともに、産業界の要請、あるいは学生の希望等に即した各専門分野の養成人数バランスの柔軟な対応が可能となった。

<p>【5. 生物資源学部】 平成29年度より、既存の生物圏生命科学科を廃止するとともに、新たに生物圏生命化学科と海洋生物資源学科の2学科を設置し、資源循環学科、共生環境学科と併せて4学科制とした。 生物圏生命化学科では、生物資源を利活用した産業の創出によって、人類の福祉と地域創生に貢献するための基礎的素養として、生物資源とそれを育む自然環境に対する幅広い知識とバイオ化学に関する専門知識を兼ね備え、高い倫理観と広い視野および独創性を持ち、自ら問題を発見し、それを解決する能力を身につけた人材の育成を目的としている。本学科は、農芸化学系と水産化学系からなる学科とし、全国にない農業および水産の化学系の特徴を合わせ持つ学科である。生物資源を活かす総合的な生命化学を教育・研究する学科であり、陸や海に生息する多様な生物の代謝機能やこれらの生物が生産する物質の化学構造と生理機能を明らかにし、医薬品・食品・化粧品などの開発や未利用資源の利活用に寄与するバイオサイエンスとバイオテクノロジーについて教育・研究を行う。学科内では、農芸化学分野と水産化学分野が専門性を活かしながら連携していくため、生命機能化学教育コースと海洋生命分子化学教育コースの2つの教育コースを設置している。 また、海洋生物資源学科では、海洋環境を保全しながら、海洋生物資源を持続的に生産することによって、人類の福祉と地域創生に貢献するための基礎的素養として、海洋に関する幅広い知識と海洋生物に関する専門知識を兼ね備え、高い倫理観と広い視野および独創性を持ち、自ら問題を発見し、それを解決する能力を身につけた人材の育成を目的としている。本学科は、水産生物資源に関わる教育を総合的・体系的に実施するため、1学科1教育コースとし、海洋生物資源学教育コースを置き、主に海洋生態系の保全と水産生物資源の管理に主眼を置いた海洋生産学プログラムと環境に配慮した効率的な増殖技術に主眼を置いた水圏増殖学プログラムを設けている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u></p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること</p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u></p>			

<p>【活動取組1-2-A】 若手教員の登用については、文部科学省の国立大学改革強化推進補助金（特定支援型）『優れた若手研究者の採用拡大支援』（平成27～28年度）、国立大学改革強化推進補助金（国立大学若手人材支援事業）（平成29年度）を活用するとともに、「学長の裁量による若手教員の増員措置」（平成27～30年度）により、本学が定めた中期計画の数値目標（若手教員比率20%）を達成した。</p>	<p>1-2-A-01 若手教員比率(2016～2020)</p>			
<p>【活動取組1-2-B】 女性教員の登用については、女性の視点を大切にし、女性教職員のキャリア支援を推進するため、学長をはじめとする執行部や学部長による「イクボス宣言」、高等教育機関として日本で最初となる「トモシヨク宣言」や「育児等との両立のための研究補助者雇用経費助成」（平成29年度～）の整備、保育施設の整備、病児保育や学童保育の拡充等に取り組み、女性が働きやすい職場環境の整備等を進めている。また、全学会議等において教員人事に関する事項の際には優秀な女性教員の採用促進を呼びかけるなど、積極的な登用に向けた啓発を行い、本学が定めた中期計画の数値目標（女性教員比率18%）を達成した。</p>	<p>1-2-B-01 女性教員比率(2016～2020)</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>				
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>				
<p>【改善を要する事項】</p>				
<p>基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること</p>				
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>	
<p>【分析項目1-3-1】 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること</p>	<p>・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）</p>			
	<p>1-3-1 教員組織と教育組織の対応表</p>			
	<p>・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）</p>	<p>1-3-1-01 国立大学法人三重大学学則</p>		
	<p>1-3-1-02 三重大学大学院学則</p>	<p>・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）</p>		
	<p>1-3-1-01 国立大学法人三重大学学則</p>	<p>1-3-1-01 国立大学法人三重大学学則</p>		再掲
	<p>1-3-1-02 三重大学大学院学則</p>	<p>1-3-1-02 三重大学大学院学則</p>		再掲
	<p>・責任者の氏名が分かる資料</p>	<p>1-3-1-03 国立大学法人三重大学役員・部局長等名簿（非公表）</p>		
	<p>1-3-1-03 国立大学法人三重大学役員・部局長等名簿（非公表）</p>			

<p>[分析項目 1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2） 1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 ・ 教授会等の組織構成図、運営規定等 1-3-2-01 三重大学教授会規程 1-3-2-02 三重大学大学院研究科委員会規程 1-3-2-03 三重大学人文学部教授会内規 1-3-2-04 三重大学大学院人文社会科学研究科委員会内規 1-3-2-05 三重大学教育学部教授会規程 1-3-2-06 三重大学教育学部学部運営内規 1-3-2-07 三重大学大学院教育学研究科委員会規程 1-3-2-08 三重大学医学部教授会規程 1-3-2-09 三重大学医学部教授会規程に関する申合せ 1-3-2-10 三重大学大学院医学系研究科教授会規程 1-3-2-11 三重大学大学院医学系研究科教授会規程に関する申合せ 1-3-2-12 三重大学工学部教授会内規 1-3-2-13 三重大学大学院工学研究科教授会内規 1-3-2-14 三重大学生物資源学部教授会内規 1-3-2-15 三重大学大学院生物資源学研究科教授会規程 1-3-2-16 三重大学大学院地域イノベーション学研究科教授会内規 1-3-2-17 三重大学教養教育院教授会内規 		
<p>[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 ・ 組織構成図、運営規定等 1-3-3-01 国立大学法人三重大学教育研究評議会規程 		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 三重大学における内部質保証に関する規程		
	2-1-1-02 三重大学評価委員会規程	第2条、第3条（3）（4）、第5条第1項	
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 三重大学における内部質保証に関する規程	別表1	再掲
	2-1-2-01 三重大学人文学部各種委員会規程		
	2-1-2-02 三重大学教育学部学部運営委員会細則		
	2-1-2-03 三重大学大学院教育学研究科教職実践高度化専攻会議細則		
	2-1-2-04 三重大学大学院医学系研究科・医学部・附属病院自己点検・評価委員会内規		
	2-1-2-05 三重大学大学院工学研究科自己点検・評価委員会内規		
	2-1-2-06 三重大学大学院生物資源学研究科組織評価対応委員会内規		
	2-1-2-07 三重大学大学院地域イノベーション学研究科自己点検・評価委員会内規		
2-1-2-08 三重大学教養教育院評価委員会内規			
・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）			

<p>[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	<p>・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）</p>		
	<p>2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-1-01 三重大学における内部質保証に関する規程</p>	別表1	再掲
	<p>2-1-3-01 三重大学施設マネジメント会議規程</p>		
	<p>2-1-3-02 三重大学情報教育・研究機構規程</p>		
	<p>2-1-3-03 三重大学学生総合支援機構規程</p>		
	<p>2-1-3-04 三重大学国際交流センター規程</p>		
	<p>2-1-3-05 三重大学高等教育デザイン・推進機構規程</p>		
	<p>2-1-2-01 三重大学人文学部各種委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-2-02 三重大学教育学部学部運営委員会細則</p>		再掲
	<p>2-1-2-03 三重大学大学院教育学研究科教職実践高度化専攻会議細則</p>		再掲
	<p>2-1-2-04 三重大学大学院医学系研究科・医学部・附属病院自己点検・評価委員会内規</p>		再掲
	<p>2-1-2-05 三重大学大学院工学研究科自己点検・評価委員会内規</p>		再掲
<p>2-1-2-06 三重大学大学院生物資源学研究科組織評価対応委員会内規</p>		再掲	
<p>2-1-2-07 三重大学大学院地域イノベーション学研究科自己点検・評価委員会内規</p>		再掲	
<p>2-1-2-08 三重大学教養教育院評価委員会内規</p>		再掲	
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目2-1-3] 学生支援（留学生）について、国際交流の実務における責任者は国際交流センター長だが、全学の国際交流に係る業務を掌理するのは総務を担当する理事であり、同理事が内部質保証に係る推進責任者となっている。（資料2-1-1-01参照）</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 三重大学における内部質保証に関する規程	別表2、別記第1	再掲
	2-2-1-01 三重大学人文学部・大学院人文社会科学研究科の自己点検・評価申合せ		
	2-2-1-02 三重大学教育部及び教育学研究科における内部質保証に関する内規		
	2-2-1-03 三重大学大学院医学系研究科・医学部自己点検・評価内規		
	2-2-1-04 三重大学大学院工学研究科・工学部における内部質保証に関する内規		
	2-2-1-05 三重大学大学院生物資源学研究科・生物資源学部の教育課程に関する自己点検・評価要項		
	2-1-2-07 三重大学大学院地域イノベーション学研究科自己点検・評価委員会内規		再掲
2-2-1-06 三重大学教養教育院の教育課程に関する自己点検・評価内規			
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 三重大学における内部質保証に関する規程	別表2、別記第1	再掲
	2-2-1-01 三重大学人文学部・大学院人文社会科学研究科の自己点検・評価申合せ		再掲
	2-2-1-02 三重大学教育部及び教育学研究科における内部質保証に関する内規		再掲
	2-2-1-03 三重大学大学院医学系研究科・医学部自己点検・評価内規		再掲
	2-2-1-04 三重大学大学院工学研究科・工学部における内部質保証に関する内規		再掲
	2-2-1-05 三重大学大学院生物資源学研究科・生物資源学部の教育課程に関する自己点検・評価要項		再掲
	2-1-2-07 三重大学大学院地域イノベーション学研究科自己点検・評価委員会内規		再掲
2-2-1-06 三重大学教養教育院の教育課程に関する自己点検・評価内規		再掲	

<p>[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること</p>	<p>・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）</p>		
	<p>2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧</p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-1-01 三重大学における内部質保証に関する規程</p>	別表2、別記第2～第7	再掲
	<p>2-2-3-01 学生の受入に係る点検・評価項目及び分析における観点（高等教育デザイン・推進機構）</p>		
	<p>2-2-3-02 三重大学における学生支援に係る点検・評価実施マニュアル</p>		
	<p>2-2-3-03 三重大学における学生支援（留学生）に係る点検・評価実施マニュアル</p>		
	<p>2-2-3-04 三重大学における施設及び設備に係る自己点検・評価実施マニュアル</p>		
	<p>2-2-3-05 三重大学におけるICT環境に係る点検・評価実施マニュアル</p>		
	<p>2-2-3-06 三重大学における図書資料等に係る点検・評価実施マニュアル</p>		
	<p>2-2-1-01 三重大学人文学部・大学院人文社会科学研究科の自己点検・評価申合せ</p>		再掲
	<p>2-2-1-02 三重大学教育部及び教育学研究科における内部質保証に関する内規</p>		再掲
	<p>2-2-1-03 三重大学大学院医学系研究科・医学部自己点検・評価内規</p>		再掲
	<p>2-2-1-04 三重大学大学院工学研究科・工学部における内部質保証に関する内規</p>		再掲
	<p>2-2-3-07 三重大学大学院生物資源学研究科・生物資源学部の学生受入に関する自己点検・評価要項</p>		
	<p>2-1-2-07 三重大学大学院地域イノベーション学研究科自己点検・評価委員会内規</p>		再掲
<p>[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	<p>・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）</p>		
	<p>2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧</p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-1-01 三重大学における内部質保証に関する規程</p>	別表3	再掲

<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） 2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 三重大学における内部質保証に関する規程	第5条	再掲
<p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	・ 実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 三重大学における内部質保証に関する規程	第5条	再掲
<p>[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 三重大学における内部質保証に関する規程	第5条	再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 令和元年度「三重大学 学びの振り返り・授業改善のためのアンケート」実施結果の分析について（依頼）		
	2-3-2-02 令和元年度「三重大学 学びの振り返り・授業改善のためのアンケート」実施結果の分析について（報告）		
	2-3-2-03 令和2年度前期「三重大学 学びの振り返り・授業改善のためのアンケート」の実施について（依頼）		
	2-3-2-04 令和2年度前期「三重大学 学びの振り返り・授業改善のためのアンケート」実施結果について（報告）		
	2-3-2-05 令和元年度修学達成度評価（4つの力に関するアンケート）の実施について（依頼）		
	2-3-2-06 令和元年度修学達成度評価（4つの力に関するアンケート）報告書（概要版）		
	2-3-2-07 令和元年度修学達成度評価（4つの力に関するアンケート）報告書		
	2-3-2-08 令和元年度修学達成度評価結果（4つの力に関するアンケート）実施結果の分析について（依頼）		
	2-3-2-09 令和元年度修学達成度調査の分析結果について（各部局から報告書の分析結果）		
	2-3-2-10 令和元年度「三重大学に対する意識アンケート」の実施について		
	2-3-2-11 三重大学教育満足度調査報告書（学部生）		
	2-3-2-12 三重大学教育満足度調査報告書（大学院生）		
	2-3-2-13 令和元年度三重大学教育満足度調査の分析について（依頼）		
2-3-2-14 令和元年度教育満足度調査結果の分析について（結果）			

<p>[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	・該当する報告書等 2-3-2-01 令和元年度「三重大学 学びの振り返り・授業改善のためのアンケート」実施結果の分析について（依頼）		再掲
	2-3-2-02 令和元年度「三重大学 学びの振り返り・授業改善のためのアンケート」実施結果の分析について（報告）		再掲
	2-3-2-03 令和2年度前期「三重大学 学びの振り返り・授業改善のためのアンケート」の実施について（依頼）		再掲
	2-3-2-04 令和2年度前期「三重大学 学びの振り返り・授業改善のためのアンケート」実施結果について（報告）		再掲
	2-3-2-05 令和元年度修学達成度評価（4つの力に関するアンケート）の実施について（依頼）		再掲
	2-3-2-06 令和元年度修学達成度評価（4つの力に関するアンケート）報告書（概要版）		再掲
	2-3-2-07 令和元年度修学達成度評価（4つの力に関するアンケート）報告書		再掲
	2-3-2-08 令和元年度修学達成度評価結果（4つの力に関するアンケート）実施結果の分析について（依頼）		再掲
	2-3-2-09 令和元年度修学達成度調査の分析結果について（各部局から報告書の分析結果）		再掲
	2-3-2-10 令和元年度「三重大学に対する意識アンケート」の実施について		再掲
	2-3-2-11 三重大学教育満足度調査報告書（学部生）		再掲
	2-3-2-12 三重大学教育満足度調査報告書（大学院生）		再掲
	2-3-2-13 令和元年度三重大学教育満足度調査の分析について（依頼）		再掲
	2-3-2-14 令和元年度教育満足度調査結果の分析について（結果）		再掲
	2-3-3-01 平成30年度卒業生・修了生・事業所へのアンケート調査報告書		
・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。 2-3-3-02 学生支援サミット2020実施報告書			
<p>[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	・該当する第三者による検証等の報告書 2-3-4-01 医学教育分野別評価評価報告書		
	2-3-4-02 JABEE認定基準に対するプログラム点検書（農業土木プログラム）		

【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>				
活動取組2-3-A： 工学部・工学研究科「将来組織検討WG」において、学生・卒業生を含む関係者からの意見聴取（アンケート調査）を実施しその結果を審議して、聴取内容を反映した取組として工学部改組を実施した。企業からの機械・電気分野への期待の大きさから当該学科（コース）の学生定員増、学生からの出願時の志望学科選択が困難であるとの意見に対して総合工学コースの設置などが具体的な意見反映例である。	2-3-A-01 改組関連組織図			
	2-3-A-02 カリキュラム構成図			
	2-3-A-03 企業アンケート集計結果（2017年度実施分）			
	2-3-A-04 改組資料（学生アンケート抜粋）			
	2-3-A-05 前期日程試験の志願者倍率			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】 工学部・工学研究科において、将来組織検討WGを組織し、学生・卒業生を含む関係者へアンケート調査を実施した。アンケート結果から、学生が、出願時の志望学科選択が困難であること、地域企業からの機械・電気分野への期待の大きさが読み取れた。調査結果を将来組織検討WGにて審議し、当該学科（コース）の学生定員増、総合工学コースの設置等、調査結果を反映した工学部改組を実施した。上述の結果、工学部総合工学コースにおける前期日程試験の志願者倍率は、改組後3年間平均で5.14倍となり、工学部における前期日程試験の志願者倍率も改組前の5年平均の3.01倍から、改組後3年平均では3.38倍に上昇している。				
【改善を要する事項】				
基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類 2-4-1-01 国立大学法人三重大学役員会規程			
	1-3-3-01 国立大学法人三重大学教育研究評議会規程		再掲	
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 2-4-1-02 役員会議事概要			
	2-4-1-03 役員会審議事項 三重大学教育学研究科の改組について			
	2-4-1-04 教育研究評議会議事概要			
	2-4-1-05 教育研究評議会報告事項 三重大学教育学研究科の改組について			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目2-5-1]</p> <p>教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること</p>	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人三重大学大学教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-02 三重大学人文学部教員選考内規（非公表）		
	2-5-1-03 三重大学人文学部教員選考内規に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-04 三重大学人文学部教員選考基準に関する取扱要項（非公表）		
	2-5-1-05 三重大学教育学部人事委員会細則（非公表）		
	2-5-1-06 三重大学教育学部及び教育学研究科教授・准教授の資格基準（非公表）		
	2-5-1-07 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻教員選考内規（非公表）		
2-5-1-08 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻教員選考に関する申合せ（非公表）			
2-5-1-09 三重大学大学院医学系研究科生命医科学専攻教授選考に関する申合せ（非公表）			
2-5-1-10 三重大学大学院医学系研究科生命医科学専攻准教授、講師及び助教選考に関する申合せ（非公表）			

2-5-1-11 国立大学法人三重大学大学院工学研究科大学教員選考内規（非公表）		
2-5-1-12 工学研究科教員選考基準（非公表）		
2-5-1-13 工学研究科教員選考の方式について（非公表）		
2-5-1-14 工学研究科教員選考に係る研究業績について（非公表）		
2-5-1-15 工学研究科博士前期課程における指導教員及び審査委員に関する申合せ（非公表）		
2-5-1-16 工学研究科博士後期課程担当教員の資格審査に関する取扱いについて（非公表）		
2-5-1-17 三重大学大学院工学研究科博士後期課程担当教員の資格審査に関する申合せ（非公表）		
2-5-1-18 三重大学大学院生物資源学研究科大学教員選考内規（非公表）		
2-5-1-19 三重大学大学院地域イノベーション学研究科教員選考に関する申合せ（非公表）		
2-5-1-20 三重大学大学院地域イノベーション学研究科大学教員選考内規（非公表）		
2-5-1-21 三重大学大学院地域イノベーション学研究科大学教員選考内規申合せ（非公表）		
・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
2-5-1-22 人文学部令和2年度第10回教授会決定事項（非公表）		
2-5-1-23 人文学部教員の昇進人事について（非公表）		
2-5-1-24 教育学部人事委員会議事概要（非公表）		
2-5-1-25 教育学部人事委員会資料1（非公表）		
2-5-1-26 教育学部人事委員会資料2（非公表）		
2-5-1-27 医学系研究科令和2年12月教授会議事概要（抜粋）（非公表）		
2-5-1-28 医学系研究科令和2年12月教授会会議資料（非公表）		
2-5-1-29 工学系研究科令和2年12月教授会議議事概要（非公表）		
2-5-1-30 工学研究科 教員選考委員会資料（非公表）		
2-5-1-31 生物資源学研究科 教授会議事概要抜粋（非公表）		
2-5-1-32 生物資源学研究科 教授会会議資料（非公表）		
2-5-1-33 地域イノベーション学研究科 教授会議事概要（非公表）		
2-5-1-34 地域イノベーション学研究科 教授会会議資料（非公表）		
・ 大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
2-5-1-22 人文学部令和2年度第10回教授会決定事項（非公表）		再掲
2-5-1-23 人文学部教員の昇進人事について（非公表）		再掲
2-5-1-24 教育学部人事委員会議事概要（非公表）		再掲
2-5-1-25 教育学部人事委員会資料1（非公表）		再掲

	2-5-1-26 教育学部人事委員会資料2 (非公表)		再掲
	2-5-1-27 医学系研究科令和2年12月教授会議事概要 (抜粋) (非公表)		再掲
	2-5-1-28 医学系研究科令和2年12月教授会会議資料 (非公表)		再掲
	2-5-1-29 工学系研究科令和2年12月教授会議事概要 (非公表)		再掲
	2-5-1-30 工学研究科 教員選考委員会資料 (非公表)		再掲
	2-5-1-31 生物資源学研究科 教授会議事概要抜粋 (非公表)		再掲
	2-5-1-32 生物資源学研究科 教授会会議資料 (非公表)		再掲
	2-5-1-33 地域イノベーション学研究科 教授会議事概要 (非公表)		再掲
	2-5-1-34 地域イノベーション学研究科 教授会会議資料 (非公表)		再掲
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況 (別紙様式2-5-2)		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 三重大学における大学教員個人評価に関する規程 (非公表)		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料 (実施要項、業績評価結果の報告書等)		
	2-5-2-01 三重大学における大学教員個人評価に関する規程 (非公表)		再掲
	2-5-2-02 大学教員個人評価における部局の長に対する取扱い (非公表)		
	2-5-2-03 大学教員個人評価における副学長に対する取扱い (非公表)		
	2-5-2-04 国立大学法人三重大学年俸制適用教員給与規程の実施に関する内規 (非公表)		
	2-5-2-05 2018年度教員個人評価特定結果報告 (一覧) (非公表)		
	2-5-2-06 2019年度教員個人評価特定結果報告 (一覧) (非公表)		
	2-5-2-07 2020年度教員個人評価特定結果報告 (一覧) (非公表)		
	2-5-2-08 平成30年度実績を対象とした部局の長に係る評価結果について (非公表)		
	2-5-2-09 2019年度実績を対象とした部局の長に係る評価結果について (非公表)		
	2-5-2-10 2020年度実績を対象とした部局の長に係る評価結果について (非公表)		
	2-5-2-11 2019年度実績を対象とした副学長に係る評価結果について (非公表)		

<p>[分析項目 2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<p>・評価結果に基づく取組（別紙様式 2-5-3）</p>		
	<p>2-5-3 評価結果に基づく取組</p>		
	<p>・反映される規定がある場合は明文化された規定類</p>		
	<p>2-5-2-01 三重大学における大学教員個人評価に関する規程（非公表）</p>		再掲
	<p>2-5-3-01 国立大学法人三重大学年俸制適用教員給与規程（非公表）</p>		
	<p>2-5-2-04 国立大学法人三重大学年俸制適用教員給与規程の実施に関する内規（非公表）</p>		再掲
	<p>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）</p>		
	<p>2-5-2-01 三重大学における大学教員個人評価に関する規程（非公表）</p>		再掲
	<p>2-5-2-04 国立大学法人三重大学年俸制適用教員給与規程の実施に関する内規（非公表）</p>		再掲
	<p>2-5-2-05 2018年度教員個人評価特定結果報告（一覧）（非公表）</p>		再掲
<p>2-5-2-06 2019年度教員個人評価特定結果報告（一覧）（非公表）</p>		再掲	
<p>2-5-2-07 2020年度教員個人評価特定結果報告（一覧）（非公表）</p>		再掲	
<p>[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4）</p>		
	<p>2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
<p>[分析項目 2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2-5-5）</p>		
	<p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p>		
	<p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-01 国立大学法人三重大学事務組織規程</p>		
	<p>2-5-5-02 教務関係等事務職員配置状況</p>		
	<p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-03 教育活動に係わる技術職員、図書館職員等の配置状況</p>		
	<p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-04 人文社会科学研究科 TA配置状況</p>		
	<p>2-5-5-05 教育学研究科 TA配置状況</p>		
<p>2-5-5-06 医学系研究科 TA配置状況</p>			
<p>2-5-5-07 工学研究科 TA配置状況</p>			
<p>2-5-5-08 生物資源学研究科 TA配置状況</p>			
<p>2-5-5-09 地域イノベーション学研究科 TA配置状況</p>			
<p>[分析項目 2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じ</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-6）</p>		

<p>て、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p> <p>・ T A等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p> <p>2-5-6-01 TA・SAハンドブック</p> <p>2-5-6-02 2020年度TA研修のオンライン実施について</p> <p>2-5-6-03 2020年度オンラインTA研修実施報告</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>			
<p>[活動取組2-5-A] 令和2年4月の新年俸制の全学的な導入に伴い、教員個人評価システムの再構築を実施した。特に工学研究科においては、自己点検・評価委員会において評価基準の見直しを検討し、より客観的に教員個人の教育研究活動を評価できるよう、職位による評価の重みづけを導入するなど、新たな評価体制を整備した。</p>	<p>2-5-A-01 令和2年度教員個人評価に係る特定結果（報告）（非公表）</p> <p>2-5-A-02 工学研究科教員個人評価基準 新年俸制2020（非公表）</p> <p>2-5-A-03 工学研究科教員個人評価基準 項目 新年俸制2020（非公表）</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和2年度財務諸表	承認後提出（7月以降）	
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_令和2年度会計監査報告書（監事）		
	3-1-1-03_令和2年度会計監査報告書（会計監査人）		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-1-2] 令和2年度において、補助金・寄附金収益が±30%以上乖離しているが、これは新型コロナウイルス感染症の影響で、年度内に関係補助金の受入が皆増したことによる、補助金収益の増加が要因である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	3-2-1-01 三重大学運営組織図		
	2-4-1-01 国立大学法人三重大学役員会規程		再掲
	3-2-1-02 国立大学法人三重大学経営協議会規程		
	1-3-3-01 国立大学法人三重大学教育研究評議会規程		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
・役職者の名簿			
	1-3-1-03 国立大学法人三重大学役員・部局長等名簿（非公表）		再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 国立大学法人三重大学事務組織規程		再掲
	・事務組織の組織図		
	3-3-1-01 事務組織図		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 国立大学法人三重大学監事監査規程		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-02 令和2年度監事監査計画書（非公表）		
	3-5-1-03 令和2年度監事監査報告書（非公表）		
	3-5-1-04 令和元年度監事意見書（非公表）		
	3-1-1-02 令和2年度会計監査報告書（監事）		再掲
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 令和2年度会計監査人監査計画概要説明書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-03 令和2年度会計監査報告書（会計監査人）		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	2-5-5-01 国立大学法人三重大学事務組織規程	第2条	再掲
	3-5-3-01 国立大学法人三重大学内部監査規程	第6条、第7条	
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 国立大学法人三重大学内部監査規程		再掲
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-02 令和2年度内部監査計画書（非公表）		
	3-5-3-03 令和2年度内部監査報告書（公的研究費の執行状況）（非公表）		
	3-5-3-04 令和2年度内部監査報告書（資産の活用状況）（非公表）		
	3-5-3-05 令和2年度内部監査報告書（法人文書の管理）（非公表）		
3-5-3-06 令和2年度内部監査報告書（毒物及び劇物の管理状況）（非公表）			

<p>[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること</p>	<p>・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）</p> <p>3-5-4-01 令和元年度決算監査報告会 議事概要（非公表）</p> <p>3-5-4-02 令和2年度監査計画説明会 議事概要（非公表）</p> <p>3-5-4-03 令和2年度会計監査人意見交換 議事概要（非公表）</p> <p>3-5-4-04 伊藤次期学長との面談（非公表）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目3-5-4] 令和3年4月より学長が変わったため、学長の交代直前（令和3年3月3日）に実施した会計監査人との意見交換の内容について、監事より新学長に伝えるとともに、懸念事項に対して意見交換を実施している。このように、大学の執行部の体制が変わっても、会計監査人との重要な意見交換の内容が確実に引き継がれるように取り組んでいる。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組3-5-A] 監事監査について、学内諸会議等への出席や学内外へのヒアリングを実施することで、日常的に大学の諸活動に対してモニタリングを実施しており、その内容については毎月、「監事活動報告」としてまとめている。特に附属病院でのモニタリング内容については、学長・事務局長・病院長に報告しており、監査を通じて病院に対する大学執行部のガバナンス強化を促している。</p>	<p>3-5-A-01 監事活動報告（2020年9月分）（非公表）</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-6-1] 学校教育法第109条第1項に定める自己点検・評価の結果の公表事項について、令和3年度から新たな体制にて実施する自己点検・評価の結果が確定次第、別紙様式3-6-1に示すURL上に公開する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組3-6-A] 地域貢献を促進するために地域企業を対象とした研究紹介事業：「みんな見せます・工学研究科」を実施した。	3-6-A-01 みんな見せます・工学研究科（2019年度チラシ）		
	3-6-A-02 みんな見せます・工学研究科（2020年度チラシ）		
	3-6-A-03 2019年度・2020年度研究紹介事業参加者数まとめ		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
工学研究科において、地域企業を対象とした研究紹介事業：「みんな見せます・工学研究科」を令和元年度に計5回、令和2年度に計6回実施した。それぞれ349名、347名の参加があり、工学研究科の教育研究活動の成果を地域に還元することで地域貢献促進に寄与した。			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
	1-3-1-01 国立大学法人三重大学学則	第7条、第11条	再掲
	1-3-1-02 三重大学大学院学則	第6条の2	再掲
	4-1-2-01 三重大学工学研究科・工学部実験・実習工場内規		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01 バリアフリーマップ		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-02 三重大学上浜団地 屋外灯等配置図		
	4-1-3-03 三重大学観音寺団地 屋外灯等配置図		
	4-1-3-04 機械警備対象建物（非公表）		
	4-1-3-05 電気錠の機械警備（非公表）		
	4-1-3-06 警備員巡回経路（平日）（非公表）		
	4-1-3-07 警備員巡回経路（土日等・夏季休業・年末年始）（非公表）		
	4-1-3-08 警備員巡回経路（附属病院）（非公表）		

<p>[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること</p>	<p>・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）</p>		
<p>[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること</p>	<p>・学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）</p>		
<p>[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p>	<p>・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>[活動取組4-1-A] 環境・情報科学館及び学生食堂に設置したデジタルサイネージで「地域企業の事業紹介動画」を放映しており、環境・情報科学館では15社、学生食堂では75社が参画し、「学生と企業とのマッチング（リクルート）」の機会創出を図っている。</p>	<p>4-1-A-01 学生と企業とのマッチング（環境・情報科学館）（非公表） 4-1-A-02 三重大学デジタルサイネージ企業広告一覧（学生食堂）（非公表）</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・ 相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・ 保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 三重大学学生総合支援機構学生相談センター規程			
	4-2-1-02 三重大学学生総合支援機構障がい学生支援センター規程			
	4-2-1-03 三重大学保健管理センター規程			
	4-2-1-04 三重大学学生総合支援機構キャリアセンター規程			
	4-2-1-05 三重大学学生総合支援機構キャリアセンター概要			
	4-2-1-06 キャリアカウンセリング体制			
	・ 各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-07 三重大学ハラスメント対策委員会規程			
	4-2-1-08 国立大学法人三重大学におけるハラスメントの防止及び対策に関する規程			
	4-2-1-09 国立大学法人三重大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン			
	・ 生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
4-2-1-10 三重大学学生総合支援機構ウェブサイト				
4-2-1-11 三重大学学生便覧		P. 43~50		
・ 生活支援制度の利用実績が確認できる資料				
4-2-1-12 三重大学学生総合支援センター報告書				
4-2-1-13 令和2年度 保健管理センター利用状況（学生）				
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・ 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）			
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧			

<p>[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<p>・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）</p> <p>4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制</p> <p>・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料</p> <p>4-2-3-01 三重大学留学生ガイドブック(英語)</p> <p>4-2-3-02 大学ウェブサイト「The Guideline for Bosai」</p>		
<p>[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<p>・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）</p> <p>4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制</p>		
	<p>・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）</p> <p>4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧</p> <p>・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料</p> <p>4-2-1-11 三重大学学生便覧</p> <p>4-2-5-01 三重大学ウェブサイト 奨学金について</p> <p>4-2-5-02 三重大学ウェブサイト 奨学金（留学生向け）</p> <p>4-2-5-03 三重大学ウェブサイト 奨学金（日本人学生向け）</p> <p>4-2-5-04 外国人私費留学生奨学金一覧（英語）</p> <p>4-2-5-05 三重大学概要2020年度(令和2年度)英語版抜粋「Scholarship」</p> <p>・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料</p> <p>4-2-1-12 三重大学学生総合支援センター報告書</p> <p>・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料</p> <p>4-2-5-06 三重大学国際交流特別奨学生制度に関する規程</p> <p>4-2-5-07 三重大学大学院研究科に入学する私費外国人特待留学生制度に関する規程</p> <p>4-2-5-08 三重大学大学院研究科に入学する私費外国人留学生の優遇制度に関する規程</p> <p>4-2-5-09 (英語) 三重大学県民共済奨学金募集要項</p> <p>4-2-5-10 伊藤達雄三重大学名誉教授外国人留学生助成金運用方針</p> <p>4-2-5-11 伊藤達雄三重大学名誉教授外国人留学生助成金受給者選考要領</p> <p>4-2-5-12 梅林正直三重大学名誉教授タイ人留学生助成金受給者選考要領</p> <p>4-2-5-13 2020・2021年度私費留学生の奨学金受給者の決定について</p>	<p>P. 33~34</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p>

	<p>・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料</p>	
	<p>4-2-1-12 三重大学学生総合支援センター報告書</p>	再掲
	<p>・ 学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料</p>	
	<p>4-2-1-12 三重大学学生総合支援センター報告書</p>	再掲
	<p>4-2-5-14 三重大学ウェブサイト「住居・保証人」</p>	
	<p>4-2-5-15 三重大学国際交流会館規程</p>	
	<p>4-2-5-16 三重大学概要2020年度(令和2年度)英語版抜粋「Dormitory」</p>	
	<p>4-2-5-17 三重大学ウェブサイト「学生寮及び下宿斡旋」</p>	
	<p>・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料</p>	
<p>【特記事項】</p>		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>		
<p>[分析項目 4-2-5] 経済的支援の整備状況、利用実績一覧について、三重大学国際交流特別奨学生制度による支援の実績が5人となっているのは2020年度は新型コロナウイルスの影響で留学生の受入及び日本人学生の海外派遣が中止になったためである。2019年度の実績は56人であった。同様に、国際交流会館規程に基づく留学生寄宿舍の実績もコロナの影響で留学生の受入が減ったため、2020年度は100人となっているが、2019年度は278人であった。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>		
<p>[活動取組 4-2-A] 工学部において多方面の学生支援を目的に学科（コース）独自のアドバイザー制度を、学年担任制に加えて実施しており、定期的実施される面談を通じて、生活や進路、課外活動等に関する相談・助言を行っている。</p>	<p>4-2-A-01 2019年度アドバイザー教員一覧</p>	
	<p>4-2-A-02 2020年度アドバイザー教員一覧</p>	
	<p>4-2-A-03 平成31年度前期アドバイザー面談について</p>	
	<p>4-2-A-04 令和元年度後期アドバイザー面談について</p>	
	<p>4-2-A-05 2020年度アドバイザー面談実施状況</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>		
<p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>工学部(電気電子工学科・コース)においては、学生に生活や進路、課外活動等に関する相談・助言を行うため、学年担任制に加え学科・コース独自のアドバイザー制度を導入し、学部電気電子工学科・コースに所属する全学生への面談を可能にしている。面談実施率は57%（令和2年度実績）と高く、2つの制度を導入することで、多方面からの学生支援を実施することができている。</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・ 学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-02 人文学部入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-03 人文社会科学研究科入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-04 教育学部入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-05 教育学研究科入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-06 医学部入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-07 医学系研究科入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-08 工学部入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-09 工学研究科入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-10 生物資源学部入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-11 生物資源学研究科入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-12 地域イノベーション学科入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		
	5-1-1-13 平成30年度 第3回教育会議議事概要		
	5-1-1-14 平成30年度 第3回教育会議資料		
	5-1-1-15 令和元年度 第6回 教育会議議事概要		
5-1-1-16 令和元年度 第6回 教育会議資料			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01 令和3年度人文学部推薦入試（推薦A・B）監督要領（非公表）		
	5-2-1-02 令和3年度人文学部推薦入試（推薦A・B）面接時説明要領（非公表）		
	5-2-1-03 2021年度人文学部3年次編入学（一般「学力」・社会人）実施要領について（非公表）		
	5-2-1-04 2021年度人文学部3年次編入学（一般「推薦」）実施要領について（非公表）		
	5-2-1-05 2021年度大学院入試実施要領（社会科学専攻）（非公表）		
	5-2-1-06 2021年度大学院入試実施要領（地域文化論専攻）（非公表）		
	5-2-1-07 教育学部監督委員へのお願い（非公表）		
	5-2-1-08 令和3年度個別学力検査実施マニュアル 音楽教育コース（非公表）		
	5-2-1-09 令和3年度個別学力検査実施マニュアル 美術教育コース（非公表）		
	5-2-1-10 令和3年度個別学力検査実施マニュアル 保健体育コース（非公表）		
	5-2-1-11 令和3年度個別学力検査実施マニュアル 音楽教育コース〔後期日程〕（非公表）		
	5-2-1-12 令和3年度個別学力検査実施マニュアル 保健体育コース〔後期日程〕（非公表）		
5-2-1-13 令和3年度個別学力検査実施マニュアル 国語教育コース〔後期日程〕（非公表）			
5-2-1-14 令和3年度個別学力検査実施マニュアル 社会教育コース〔後期日程〕（非公表）			
5-2-1-15 令和3年度個別学力検査実施マニュアル 特別支援教育コース〔後期日程〕（非公表）			

5-2-1-16 令和3年度教育学部推薦入試（推薦Ⅰ）「小論文」監督要領（非公表）		
5-2-1-17 令和3年度学校推薦型選抜実施マニュアル 学校教育コース（非公表）		
5-2-1-18 令和3年度学校推薦型選抜実施マニュアル 技術・ものづくり教育コース（非公表）		
5-2-1-19 令和3年度教育学部学校推薦型選抜（地域推薦）「小論文」監督要領（非公表）		
5-2-1-20 令和3年度学校推薦型選抜実施マニュアル 音楽教育コース（非公表）		
5-2-1-21 令和3年度学校推薦型選抜実施マニュアル 美術教育コース（非公表）		
5-2-1-22 令和3年度学校推薦型選抜実施マニュアル 保健体育コース（非公表）		
5-2-1-23 令和3年度学校推薦型選抜実施マニュアル 家政教育コース（非公表）		
5-2-1-24 令和3年度学校推薦型選抜実施マニュアル 地域推薦（三重県全域枠）小論文（非公表）		
5-2-1-25 令和3年度学校推薦型選抜実施マニュアル 地域推薦（三重県全域枠）面接（非公表）		
5-2-1-26 令和3年度学校推薦型選抜実施マニュアル 地域推薦（南部枠）（非公表）		
5-2-1-27 教育学研究科 匿名化の手順（非公表）		
5-2-1-28 教育学研究科 火災・地震発生時の対応（非公表）		
5-2-1-29 教育学研究科 試験監督者心得・口述試験質問禁止事項（非公表）		
5-2-1-30 教育学研究科 試験時間中の注意事項・口述試験の連絡（+コロナ）（非公表）		
5-2-1-31 医学系研究科 医科学・生命科学・看護学専攻令和3年度入学試験（1・2次募集）監督・面接・事務要領（非公表）		
5-2-1-32 医学系研究科 入学試験 医科学・生命医科学専攻入学試験（令和2年度10月入学募集）監督・面接要領（非公表）		
5-2-1-33 三重大学大学院医学系研究科 面接の評価方法と留意事項（非公表）		
5-2-1-34 三重大学大学院医学系研究科 面接評価方法・留意事項（博士前期）（非公表）		
5-2-1-35 三重大学大学院医学系研究科 面接評価方法・留意事項（博士後期）（非公表）		
5-2-1-36 工学部令和3年度個別学力検査（後期日程）実施要項（非公表）		
5-2-1-37 令和3年度三重大学工学部学校推薦型選抜実施要領（非公表）		
5-2-1-38 令和3年度三重大学工学部総合型選抜実施要領（非公表）		
5-2-1-39 令和3年度三重大学工学部私費外国人留学生特別入試実施要領（非公表）		
5-2-1-40 工学部令和3年度3年次編入学試験（推薦による選抜）実施要領（非公表）		
5-2-1-41 工学部令和3年度編入学試験（学力試験による選抜）実施要領（非公表）		
5-2-1-42 工学研究科令和3年度大学院入学試験実施要領（7月実施）（非公表）		
5-2-1-43 工学研究科令和3年度大学院入学試験実施要領（8月実施）（非公表）		
5-2-1-44 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅰ）資源循環学科（非公表）		

5-2-1-45 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅰ）共生環境学科（非公表）		
5-2-1-46 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅰ）生物圏生命化学科（非公表）		
5-2-1-47 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅰ）海洋生物資源学科（非公表）		
5-2-1-48 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅱ）資源循環学科（非公表）		
5-2-1-49 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅱ）共生環境学科（非公表）		
5-2-1-50 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅱ）生物圏生命化学科（非公表）		
5-2-1-51 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅱ）海洋生物資源学科（非公表）		
5-2-1-52 令和3年度資源循環学科 3年次編入学試験実施要領（非公表）		
5-2-1-53 令和3年度共生環境学科 3年次編入学試験実施要領（非公表）		
5-2-1-54 令和3年度生物圏生命化学科 3年次編入学試験実施要領（非公表）		
5-2-1-55 令和3年度海洋生物資源学科 3年次編入学試験実施要領（非公表）		
5-2-1-56 三重大学大学院生物資源学研究科入学者選抜に関する申合せ（非公表）		
5-2-1-57 大学院地域イノベーション学研究科（博士前期課程）口述試験要領（非公表）		
5-2-1-58 大学院地域イノベーション学研究科（博士後期課程）口述試験要領（非公表）		
・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
5-2-1-59 三重大学人文学部各種委員会規程（非公表）		
5-2-1-60 人文学部各種委員会規程別表（非公表）		
5-2-1-61 三重大学教育学部入学試験委員会細則（非公表）		
5-2-1-62 三重大学医学部入試委員会規程（非公表）		
5-2-1-63 三重大学医学部医学科入試委員会規程（非公表）		
5-2-1-64 三重大学医学部看護学科入試委員会規程（非公表）		
5-2-1-65 三重大学大学院医学系研究科大学院委員会規程（非公表）		
5-2-1-66 三重大学大学院工学研究科入試委員会内規（非公表）		
5-2-1-67 三重大学大学院生物資源学研究科入試委員会内規（非公表）		

5-2-1-68 三重大学大学院地域イノベーション学研究所入試実施委員会内規（非公表）		
・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
5-2-1-01 令和3年度人文学部推薦入試（推薦A・B）監督要領（非公表）		再掲
5-2-1-03 2021年度人文学部3年次編入学（一般「学力」・社会人）実施要領について（非公表）		再掲
5-2-1-04 2021年度人文学部3年次編入学（一般「推薦」）実施要領について（非公表）		再掲
5-2-1-05 2021年度大学院入試実施要領（社会科学専攻）（非公表）		再掲
5-2-1-06 2021年度大学院入試実施要領（地域文化論専攻）（非公表）		再掲
5-2-1-69 人文学部令和3年度個別学力検査（前期日程）実施要項（非公表）		
5-2-1-70 人文学部令和3年度個別学力検査（後期日程）実施要項（非公表）		
5-2-1-16 令和3年度教育学部推薦入試（推薦I）「小論文」監督要領（非公表）		再掲
5-2-1-19 令和3年度教育学部学校推薦型選抜（地域推薦）「小論文」監督要領（非公表）		再掲
5-2-1-71 教育学部令和3年度個別学力検査（前期日程）（非公表）		
5-2-1-72 教育学部令和3年度個別学力検査（後期日程）（非公表）		
5-2-1-73 教育学研究科 受験にあたっての注意事項（非公表）		
5-2-1-74 教育学研究科 試験時間中の注意事項・口述試験の連絡（+コロナ）（受験生へ送付用）（非公表）		
5-2-1-75 教育学研究科 災害時の入試について（非公表）		
5-2-1-76 教育学研究科 新型コロナウイルス感染症に関する注意事項（非公表）		
5-2-1-77 教育学研究科 筆記試験・口述試験の詳細について（非公表）		
5-2-1-31 医学系研究科 医科学・生命科学・看護学専攻令和3年度入学試験（1・2次募集） 監督・面接・事務要領（非公表）		再掲
5-2-1-32 医学系研究科 入学試験 医科学・生命医科学専攻入学試験（令和2年度10月入学募集） 監督・面接要領（非公表）		再掲
5-2-1-78 医学部令和3年度個別学力検査（前期日程・1日目）実施要項（非公表）		
5-2-1-79 医学部令和3年度個別学力検査（前期日程・2日目）実施要項（非公表）		
5-2-1-80 医学部令和3年度個別学力検査（後期日程）実施要項（非公表）		
5-2-1-81 医学部医学科学学校推薦型選抜（第2次選考）実施要項（非公表）		
5-2-1-82 医学部看護学科学学校推薦型選抜（第2次選考）実施要項（非公表）		
5-2-1-36 工学部令和3年度個別学力検査（後期日程）実施要項（非公表）		再掲
5-2-1-37 令和3年度三重大学工学部学校推薦型選抜実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-38 令和3年度三重大学工学部総合型選抜実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-39 令和3年度三重大学工学部私費外国人留学生特別入試実施要領（非公表）		再掲

5-2-1-40 工学部令和3年度3年次編入学試験（推薦による選抜）実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-41 工学部令和3年度編入学試験（学力試験による選抜）実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-42 工学研究科令和3年度大学院入学試験実施要領（7月実施）（非公表）		再掲
5-2-1-43 工学研究科令和3年度大学院入学試験実施要領（8月実施）（非公表）		再掲
5-2-1-83 工学部令和3年度個別学力検査（前期日程）実施要項（非公表）		
5-2-1-44 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅰ）資源循環学科（非公表）		再掲
5-2-1-45 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅰ）共生環境学科（非公表）		再掲
5-2-1-46 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅰ）生物圏生命化学科（非公表）		再掲
5-2-1-47 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅰ）海洋生物資源学科（非公表）		再掲
5-2-1-48 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅱ）資源循環学科（非公表）		再掲
5-2-1-49 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅱ）共生環境学科（非公表）		再掲
5-2-1-50 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅱ）生物圏生命化学科（非公表）		再掲
5-2-1-51 令和3年度生物資源学部学校推薦型選抜実施要領（推薦Ⅱ）海洋生物資源学科（非公表）		再掲
5-2-1-52 令和3年度資源循環学科 3年次編入学試験実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-53 令和3年度共生環境学科 3年次編入学試験実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-54 令和3年度生物圏生命化学科 3年次編入学試験実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-55 令和3年度海洋生物資源学科 3年次編入学試験実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-84 生物資源学部令和3年度個別学力検査（前期日程）実施要項（非公表）		
5-2-1-85 生物資源学部令和3年度個別学力検査（後期日程）実施要項（非公表）		
5-2-1-86 生物資源学研究科（博士前期・後期課程）入学試験実施要領（非公表）		
5-2-1-87 生物資源学研究科（博士前期・後期課程）入学試験実施要領（第2次）（非公表）		
5-2-1-88 地域イノベーション学研究科令和2年7月実施（博士前期・後期課程）入学試験実施要領（非公表）		
5-2-1-89 地域イノベーション学研究科令和3年1月実施（博士前期・後期課程）入学試験実施要領（非公表）		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの <p>5-2-1-90 令和3年度（令和2年度実施）三重大学入学者選抜について【まとめ】（非公表）</p>		
<p>【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 <p>5-2-2-01 令和2年度第1回入学試験委員会事項書（非公表）</p> <p>5-2-2-02 令和2年度第1回入学試験委員会議事概要（非公表）</p> <p>5-2-2-03 令和2年度三重大学入学試験に関する調査（非公表）</p> <p>5-2-2-04 令和元年度第13回入試委員会事項書（非公表）</p> <p>5-2-2-05 令和元年度第13回入試委員会議事概要（非公表）</p> <p>5-2-2-06 令和元年度第19回入試委員会事項書（非公表）</p> <p>5-2-2-07 令和元年度第19回入試委員会議事概要（非公表）</p> <p>5-2-2-08 令和元年度第20回入試委員会事項書（非公表）</p> <p>5-2-2-09 令和元年度第20回入試委員会議事概要（非公表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 <p>5-2-1-90 令和3年度（令和2年度実施）三重大学入学者選抜について【まとめ】（非公表）</p> <p>5-2-2-10 三重大学大学院工学研究科博士後期課程学生募集要項（令和2年7月実施）（非公表）</p>		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
活動取組5-2-A：工業高校生向け推薦入試（工学部）	5-2-A-01 令和3年度学校推薦型選抜学生募集要項		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>活動取組5-2-A：工学部では、主として県内の工業高校生を対象に、将来高度エンジニアとして活躍を目指している者に対して推薦入試（定員3名）を実施している。アドミッション・ポリシーの「科学への関心が高く、電気電子工学コースで学ぶために必要な基礎知識と理解力を持ち、工学に関する問題の解決能力を自ら進んで身につける意欲のある学生」の受入を具体化したものであり、面接及び出願書類によって選抜している。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

三重大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考	
01	人文学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
02	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
03	医学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
04	工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
05	生物資源学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
06	人文社会学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
07	教育学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている		
08	医学系研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
09	工学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
10	生物資源学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
11	地域イノベーション学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
12	教養教育院	該当なし	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	該当なし		

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1(01) 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2(01) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1(02) 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2(02) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1(03) <u>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</u>		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2(03) <u>就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</u>		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	6-8-1(04) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）	6-8-2(04) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	

<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 	6-8-1(05) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 	6-8-2(05) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>活動取組</p>	<p>根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1(06) 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2(06) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01(07) 教育学研究科 3つの方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-1-1-01(07) 教育学研究科 3つの方針		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-1-1-01(07) 教育学研究科 3つの方針		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01(07) 三重大学教職大学院パンフレット	p. 4	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-02(07) 教職大学院履修の手引き（2021年度）	pp. 12~42	

<p>[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p>	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01(07) 教育学研究科シラバス (2021年度)		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
<p>[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	・明文文化された規定類		
	1-3-1-02 三重大学大学院学則	第27条	再掲
	6-3-3-01(07) 入学前の既修得単位の認定に関する申合せ		
<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-1-02(07) 教職大学院履修の手引き(2021年度)	p2	再掲
	6-4-1-01(07) 2021年度教育学研究科行事予定		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-1-02(07) 教職大学院履修の手引き(2021年度)	p2	再掲
	6-4-1-01(07) 2021年度教育学研究科行事予定		再掲
	・シラバス 6-3-2-01(07) 教育学研究科シラバス(2021年度)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01(07) 教育学研究科シラバス(2021年度)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4(07) 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス 6-3-2-01(07) 教育学研究科シラバス(2021年度)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
	6-4-5-01(07) 三重大学大学院教育学研究科規程	第6条第2項	

<p>[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>・大学院学則</p> <p>1-3-1-02 三重大学大学院学則</p>	<p>第25条</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p> <p>6-4-8-01(07) 連携協力校等に関する総括表（非公表）</p> <p>6-4-8-02(07) 連携協力校概要（非公表）</p> <p>6-4-8-03(07) 大学と連携協力校との連携体制（非公表）</p> <p>6-4-8-04(07) 連携協力校の使用承諾書（非公表）</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1(07) 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2(07) 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3(07) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		

<p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4(07) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-02 三重大学学生総合支援機構障がい学生支援センター規程		再掲
	6-5-4-01(07) 三重大学ウェブサイト 障がい学生支援センター		
	6-5-4-02(07) 修学支援の概要と実施までの流れについて		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01(07) 三重大学大学院成績評価ガイドライン		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	4-2-1-11 三重大学学生便覧	p24、p141	再掲
	6-3-1-02(07) 教職大学院履修の手引き(2021年度)	p10	再掲
	6-6-2-01(07) 三重大学ウェブサイト 成績評価及びGPAについて		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-2-01(07) 三重大学ウェブサイト 成績評価及びGPAについて		再掲
	6-6-3-01(07) 三重大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	4-2-1-11 三重大学学生便覧	p24	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01(07) 成績関連文書の保存期間等に関する申合せ		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 [分析項目6-6-3] 完成年度を迎えていないため、一部根拠資料なし。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 三重大学大学院学則	第36条第5項、第6項、第42条、第43条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 三重大学大学院学則	第42条、第43条	再掲
	6-7-1-01(07) 三重大学大学院教育学研究科（修士課程）学位審査内規	第8条	
	6-7-1-02(07) 教職実践高度化専攻（教職大学院）学修成果報告書評価内規	第7条	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-1-01(07) 三重大学大学院教育学研究科（修士課程）学位審査内規	第6条	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02 三重大学大学院学則	第42条、第43条	再掲
	6-7-1-01(07) 三重大学大学院教育学研究科（修士課程）学位審査内規	第8条	再掲
	6-7-1-02(07) 教職実践高度化専攻（教職大学院）学修成果報告書評価内規	第7条	再掲

<p>[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p>	<p>・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p> <p>6-3-1-02(07) 教職大学院履修の手引き (2021年度)</p>	<p>p 52</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文</p>		
<p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-7-4] 完成年度を迎えていないため、根拠資料なし。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1(07) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2(07) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
完成年度を迎えていないため、基準6-8に係る根拠資料なし。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1(08) 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2(08) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1(09) 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2(09) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1(10) 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2(10) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1(11) 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2(11) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

□ : 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 6-2-1-01(12) 三重大学 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-2-1-01(12) 三重大学 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)		再掲
	6-2-2-01(12) 三重大学 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01(12) 2021年度教養教育院科目ナンバリング表		
	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-02(12) 2021年度教養教育院履修案内	PP. 32-95	

<p>[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p>	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01(12) 2021年度教養教育科目シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
<p>[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	・明文化された規定類		
<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01(12) 2021年度 教養教育行事予定表		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01(12) 2021年度 教養教育行事予定表 ・シラバス 6-3-2-01(12) 2021年度教養教育科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01(12) 2021年度教養教育科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4(12) 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01(12) 2021年度教養教育科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		

るものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること			
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1(12) 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2(12) 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3(12) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） 6-5-3-01(12) (シラバス) 2021年度前期インターンシップ入門		
	6-5-3-02(12) (シラバス) 2021年度前期インターンシップ入門		
	6-5-3-03(12) (シラバス) 2021年度後期インターンシップ入門		
	6-5-3-04(12) (シラバス) 2021年度後期インターンシップ入門		

<p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	<p>・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）</p>		
	<p>6-5-4(12) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</p>		
	<p>・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所</p>		
	<p>・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>6-5-4-01(12) 修学支援の概要と実施までの流れについて</p>		
	<p>6-5-4-02(12) 障がい等を理由とする合理的配慮申請書</p>		
	<p>6-5-4-03(12) 情報の共有に関する同意書</p>		
	<p>・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料</p>		
	<p>・学習支援の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 6-6-1-01(12) 三重大学成績評価ガイドライン			
	[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 4-2-1-11 三重大学学生便覧 6-6-2-01(07) 三重大学ウェブサイト 成績評価及びGPAについて	p24、p141	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 6-6-3-01(12) 2020成績度数分布			
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02(12) 第1回企画運営会議議事概要(抜粋)			
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-2-01(07) 三重大学ウェブサイト 成績評価及びGPAについて			再掲
	6-6-3-01(07) 三重大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項	再掲?		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
	[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 4-2-1-11 三重大学学生便覧	p24	再掲
		・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 6-6-4-01(12) 教養教育院成績関連文書等の保存期間等に関する確認事項		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		

<p>[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p>	<p>・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p>		
<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文</p>		
<p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>		
<p>(リストから選択してください)</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		